

# 第3編 定期点検

## 第1章 定期点検の概要

### 1. 概要

定期点検は、「基本点検」「詳細点検」「第三者被害予防措置点検」「歴史的鋼橋の点検」の4つの点検から構成する。

#### (1) 目的

老朽化した橋梁について、定期的に橋梁点検を実施することで、早期に劣化や損傷に伴って発生する問題を発見し、予防保全の考え方で計画的に維持管理して、橋梁の長寿命化を図ることである。

また、老朽化により問題となるコンクリート片の落下による第三者被害を予防することを目的とする。

#### (2) 対象

岐阜県が管理する橋梁を対象とする。

橋長 15m未満の橋梁は、基本点検の対象とし、橋長 15m以上の橋梁は、詳細点検の対象とすることを基本とする。第三者被害予防措置点検は、すべての橋梁を対象とする。

ただし、15m未満の橋梁の中でも、重要橋梁については、詳細点検の対象とする。

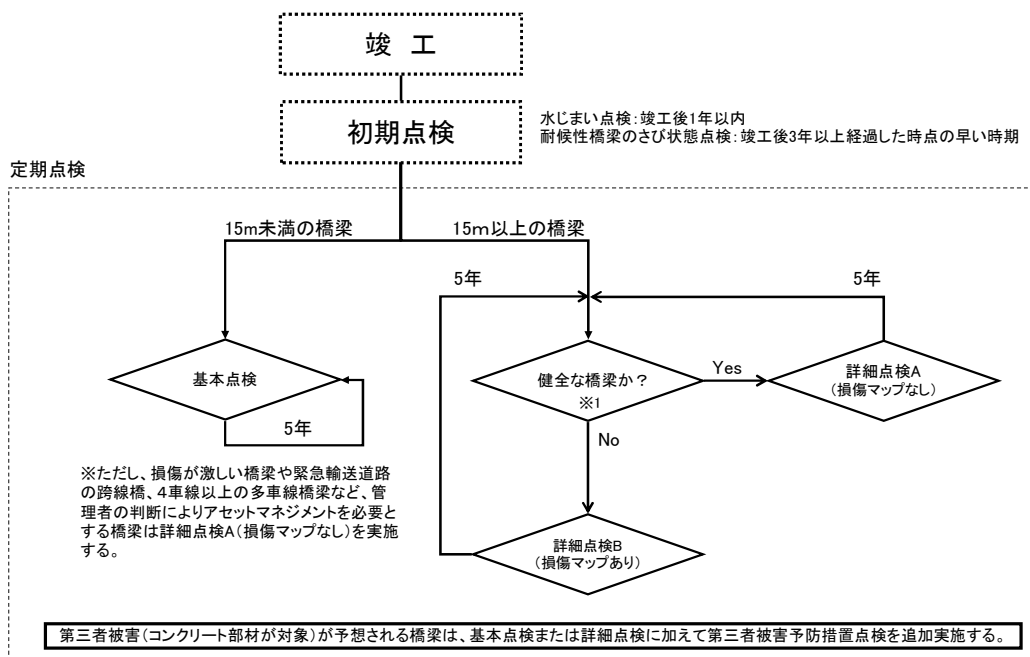
橋梁に設置された照明施設等については、別途策定した「岐阜県道路照明施設定期点検マニュアル」（平成 26 年 7 月 岐阜県県土整備部道路維持課）を用いて点検することを基本とする。しかし、照明の基部などが橋梁から近接目視ができないものもある。このような場合には照明等の点検を橋梁の定期点検の中で合わせて実施する。（点検車などを用いて近接目視）

木曾川橋、長良大橋、揖斐大橋は、詳細点検に加えて、歴史的鋼橋の点検の対象とする。

#### (3) 点検の時期

定期点検は、竣工後 5 年に 1 回の頻度とする。（図-3.1 参照）

ただし、補修工事などにより足場の設置が予定される場合などは、コスト削減、社会的影響の低減を目的に点検時期を工事の時期と合わせることを基本とする。



※1 健全な橋梁とは、過去2回の点検結果で健全性が I b または I a のみの橋梁（従来のマニュアルでは、健全度4または5を意味する）、または、竣工から15年未満の橋梁をいう。これらの橋梁は、詳細点検A(損傷マップなし)を実施する。

図-3.1 点検の時期

## 【解説】

### ＜橋長 15m未満の場合＞

- 1) 現時点では、橋梁の状態が把握できていないため、5年間隔で基本点検を実施する。
- 2) 重要橋梁については、橋長 15m未満の橋梁であっても、15m以上の橋梁と同様な位置づけとし、橋梁長寿命化修繕計画に取り込む必要があるため、詳細点検を実施する。

### ＜橋長 15m以上の場合＞

- 1) 5年に1回の頻度で詳細点検を実施する。
- 2) 過去の点検結果から、健全と判断できる橋梁は、コスト削減を目的に点検調書(内容)の簡略化を図る。

## (4) 基本点検

橋長 15m未満の橋梁の定期点検として実施する。

橋梁規模が小さい場合は、構造的な問題に比べて、滞水による腐食などの問題が劣化の主要因となるため、これらの状況を判断できる簡易な点検でよいと判断し、国の定める「道路橋定期点検要領」(平成 31 年 2 月 国土交通省道路局)に基づき最小限の点検を実施することとした。ただし、15m未満の橋梁においても、管理者が重要であると捉える橋梁は、詳細点検を実施する。

橋長 15m 未満の橋梁の点検は、点検に関して必要な知識及び技能を有する者が行う。

## (5) 詳細点検

橋長 15m以上の橋梁の定期点検として実施する。

詳細点検は、従来の 5 年間隔で実施していた、簡易点検、予備点検、詳細点検に代わるものであり、省令により規定された 5 年に 1 回の頻度で近接目視点検を実施する。

橋長 15m以上の点検は、点検に関して必要な知識及び技能を有する者が行う。

また、過去の点検結果から、健全と判断できる橋梁については、点検調書を簡略化する。

水中部における橋脚及び橋台基礎の洗掘状況についても点検を行う。

## (6) 第三者被害予防措置点検

橋長 2.0m以上の橋梁の定期点検として実施する。

第三者被害予防措置点検は、コンクリート部材の落下により第三者被害が想定される範囲のみ打音点検を実施する。点検時期は、基本点検または詳細点検に合わせる。

第三者被害予防措置点検は、点検に関して必要な知識及び技能を有する者が行う。

## (7) 歴史的鋼橋の点検

詳細点検において、木曾川橋、長良大橋、揖斐大橋で腐食の進行が確認された場合は、必要に応じて、リベットおよび集成構造に着目した点検手法により、腐食の程度を把握する。

点検を実施する者は、鋼構造物の設計や診断に関する一定の資格を保有し、鋼橋の設計と調査に関する高度な知識を有する橋梁の専門家とする。